

みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2002/05/15 Vol. 97 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362
E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

印西市議会/平成 14 年第 1 回定例会報告 (7)

いつもお世話になっております。今回は 3 月議会での私の一般質問と市当局の回答を中心にご報告をさせていただきます。

3/1 (金曜日) に、一般質問に立ちました。以下、市当局の回答です。

1 . 魅力と個性にあふれたまちづくりに関して

- 以下、前々回のご報告、つづきです。

(2) 消費生活の向上のためにどのような施策をもっているのか

(あ) 現行の「消費生活相談」や「消費生活モニター制度」は市民にどの程度認知され、活用されているのか。

(回答 / 市長) 消費生活を取り巻く状況は、現在の経済状況や商品取引の情報化の進展などにより手口が高度化する一方で、複雑化や悪質化をしており、消費者の安全と利益が損なわれるケースは、年々増加する傾向にあります。そのため、消費生活による相談を国・県および市でも行っております。その現状を申しますと、平成 11 年度では国が 7443 件、平成 12 年度は 8137 件、同様に県でも、27999 件、30939 件となっており、また本市においては、週 2 回の相談日と千葉県消費者センターへの相談を合わせると、平成 11 年度の件数が 220 件、平成 12 年度は 305 件であり、相談に的確かつ迅速に対応しているところでございます。 相談員には、相談業務の他に年 4 回の広報記事を掲載し市民の方々に啓発をしており、また平成 13 年 2 月に開設した市のホームページに消費生活相談の項目を追加し、紙ベースの啓発に加え、電子ベースでの啓発を行っているところでございます。 また、相談内容が悪質な案件や新手の商法につきましては、ホームページを通じ注意啓発を行ってまいりたいと考えております。今後も国の機関である、国民生活センターや県の機関である千葉県消費者センターなど関連機関と連携し消費者保護に努めてまいります。

消費生活モニターにつきましては、消費生活の向上と消費者保護の観点から消費者の代表として必要な基礎知識を身につけるため、年 10 回の活動を通じ、消費生活に関する調査や講座で研究・学習をしていただき、また広く市民向けのパンフレット等を作成し市民の皆様に配布し、啓発を行っているところでございます。

(い) 消費者支援事業の充実のためにどのような施策を講じて行くのか？

(回答 / 市長) 交通機関の発達により、国と国とが近くなり、国際化が飛躍的に進んでおります、また国内では高齢化が進み、消費者の主体が高齢者などに変化しつつあるのが現状でございます。このような消費者環境の変化に対応する為、消費者保護を目的として、市では消費生活相談を行い、不幸にもトラブルに巻き込まれた方々の被害を最小限にとどめる為に努力しているところでございます。今後も、関連機関との連携を強化すると共に、情報提供を積極的に行い、市民サービスの向上に努めて参ります。また、消費者にとっても何かあった場合に相談できる窓口があることは、精神的なゆとりと考えておりますので、消費者生活相談の相談日を増やすなど、的確で迅速な体制の充実に努め市民サービスの向上を図るとともに、啓発・普及事業にも力をいれ、トラブルの未然防止となるよう消費者講座の開催や新手の手口の悪徳商法の情報に対し広報誌やインターネットを活用し、市民の消費者意識の高揚を図り、知識豊かな消費者育成に努めて参りたいと考えております。

(う) 消費生活の向上には、勤労者の生活向上は必須であると考え、勤労者の福利厚生の充実をはかり、雇用問題を含め、安心して働ける消費生活の向上のためにどのような施策をもっているのか

(回答/市長) 消費生活を向上するものとして、物価と収入の関連が大きな要因を持っております。物価の上昇と収入の上昇が同じであれば、生活は今までと変わらないこととなり、経済の複雑さを考えさせられます。現在の社会情勢を考えますと、市場はデフレ傾向に進み、物を作っても売れ行きが伸びず、そのため価格破壊が起こっております。一方、賃金は物の価格破壊とあいまって、今までの賃金が保証できない状況にもあり、現在の社会情勢下では賃金のアップより、雇用の確保を強く望んでいるものと思っております。このようななかで、本市としては雇用の場を確保する事にあたり、現在、企業誘致推進のため、まずは条例の制定の研究中であり、また制定後にはパンフレットを作成し、企業へのPRを積極的に努めてまいりたいと考えております。 いずれにいたしましても、日本経済のいち早い回復と、企業の安定経営を実現する事が、消費者の生活向上につながるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

「環境審議会」が開催されました。

5月9日(木曜日)に環境審議会*が開催されました。当日は、「印西市環境基本計画」を策定するに当たり、骨子案の説明がされました。以下に骨子案の概要を記載します。

記載されている内容

計画の基本事項/目指す環境の姿/市・市民・事業者の取り組み
地域別環境づくりの方向性/計画の進行管理

計画策定の趣旨(抜粋)

印西市では、既存地区とニュータウン地区と格差のないまちづくりを目指して、都市整備に全力を上げ、まちづくりを推進してきました。しかしながら、急速な人口の増加と宅地の開発は、一部の居住環境の悪化を招くなど、様々な影響を及ぼすことになりました。このような状況に鑑み、印西市環境基本条例(平成11年4月1日施行)の中で、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画をつくることを義務付けています。「基本計画」は将来に向けての市の環境施策を明らかにすると共に、市民、事業者及び行政が取り組むべき課題を着実に実行していくための指針となるものです。

目指す環境の姿

「大切な自然と安心できる暮らしをみんなで守り、育てるまち いんざい」

基本目標

自然を身近に感じられる“まちづくり”
安心して生活できる“暮らしづくり”
みんなで環境を育てる“しくみづくり”

- 「印西市環境基本計画」については、今後も皆様にこの紙面にて進捗をお知らせしてまいりたいと思っております。(骨子案については、広報「いんざい」6月1日号に掲載予定。)

* 環境審議会について

/環境の保全と創造に関する施策の推進及び基本計画の見直しについて審議します。

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。次回も引き続き3月議会のご報告を中心にさせていただきます。この紙面へのご意見に限らず、市政全般へのご提言、ご批判、皆様からのご相談はいつでも承ります。あるべき市政の姿を求めて皆様と考えていきたいと思っております。よろしくご意見申し上げます。
ぐんじとしのり